

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 アンビカ・ブダ・シン


被告 国外1名

原告第7準備書面

令和2年10月20日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 東 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橘 真理夫
同	(主任) 川 上 資 人



第1 留置施設における拘束具使用の根拠法令

- 1 本件における留置担当官らの拘束具使用行為の根拠法令は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下、「刑事収容施設法」という。)である。
- 2 刑事収容施設法は、平成17年に、明治41年制定の旧監獄法が規定する事項のうち刑事収容施設の管理運営と被収容者の処遇に関する事項を定める法律として成立し、制定当初の名称は「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」であった。その後、平成18年に受刑者処遇法改正法が成立し現在の名称となったが、この際、刑事施設だけでなく、留置施設に関する規定が新設された。
- 3 留置施設は、旧監獄法第1条第3項を根拠に代用監獄として利用されていたが、その処遇内容については法律上明確ではなく、留置施設に適用される詳細な規則はなかった。もっとも、実務は、国家公安委員会規則である被疑者留置規則及びそ

の下位法令である被疑者留置規則実施要綱によって運用されていた。そこで、改正法は、従前より刑事施設について定められていた規定に倣って、留置施設の設置根拠及び施設内の処遇を規定した。

- 4 その規定の一つとして、刑事収容施設法 2 1 3 条 1 項が、留置担当官は、同項各号に定めるいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる旨を規定しており、同項 2 号がこれらの使用要件として「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」を規定している。
- 5 被告東京都は、本件における亡アルジュンに対する拘束具の使用は上記刑事収容施設法 2 1 3 条 1 項を法的根拠とすると主張し、具体的には、「亡アルジュンは、留置課員の指示や制止に従わずに意味不明な言葉を発したり、留置課員に体当たりや両腕を振り上げるなどして暴れたばかりか、保護室連行に際しても、連行しようとする留置課員に対してその手を振り解こうとして暴れ続けていたものであり（丙 5 号証）、留置課員は、これらの事情を踏まえ、亡アルジュンが自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがあると認め、戒具（ベルト手錠及び捕縄等）を使用するに至ったのであるから、かかる留置課員の判断に何ら不合理なところはなく、国賠法上の違法性がないと主張する（被告東京都準備書面（1）28頁「（2）」「ア」）。

しかし、前回期日において提出された証拠である被留置者戒具使用簿（丙 1 9 号証）によれば、「使用を認めた理由」の欄には「被留置者を保護室に收容する際、留置担当官に対し、両手を振り上げ暴れたことから、戒具を使用した」と記載されている。

亡アルジュンを保護室に收容する際の暴行という点は、これまで被告東京都が主張していなかった事実である。

【被告東京都に対する求釈明】

被留置者戒具使用簿（丙 1 9 号証）の「使用を認めた理由」欄に記載された「被留

置者を保護室に收容する際、留置担当官に対し、両手を振り上げ暴れたことから、戒具を使用した」との記載における、「両手を振り上げ暴れた」とは具体的にどの時点の亡アルジュンの行為を指すのか、丙5の動画5により特定されたい。

6 丙5の動画5によれば、被告東京都は、亡アルジュンが保護房に入室してから15秒ほどで拘束具を保護房に持参し、亡アルジュンに対して装着しているところ、映像上、「保護室に收容する際、留置担当官に対し、両手を振り上げ暴れた」との事実は確認できない。

加えて、上記15秒の間において、亡アルジュンに対し留置官2名が身体を押さえつけ制圧していた状態が継続されており、客観的にも、亡アルジュンが「留置担当官に対し、両手を振り上げ暴れた」との事実はありえない。

7 なお、被告東京都の「亡アルジュンは、留置課員の指示や制止に従わずに意味不明な言葉を発したり、留置課員に体当たりや両腕を振り上げるなどして暴れたばかりか、保護室連行に際しても、連行しようとする留置課員に対してその手を振り解こうとして暴れ続けていた」との点が事実に反することは、原告が従前主張してきたとおりである。

加えて、丙19号証では、保護室收容時点における両手を振り上げて暴れたことが拘束具使用を最終的に判断した最も重要な理由として記載されていることから、保護室收容以前の亡アルジュンのみの行為では、本件における手錠ベルトを含む拘束性能の高い戒具3点を同時使用する必要性は認められず、そのことが現場の留置担当官の認識であったことが客観的に明らかになったことが指摘できる。

8 したがって、そもそも本件において、亡アルジュンに対して拘束具を使用する必要性がなく、亡アルジュンに対する拘束具の使用は、刑事收容施設法213条1項に違反する。

第2 拘束具の適切な使用方法に関する規定

- 1 前記「第1」で述べた立法過程からも明らかなように、留置施設についての規定は刑事施設のそれに比して整備が遅れていた。そのため、刑事施設については、全98条にわたって被収容者の最低限度の身体的・精神的安全を保障するための処遇を定める「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」（以下、「同規則」という。）が存在するが、留置施設については、「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則」（以下、「施行規則」という。）が全29条で文字通り施設の規則を定めるのみである。
- 2 しかし、刑事施設に収容されている者、留置施設に収容されている者、どちらも「刑事収容施設」において身体拘束を受けているという点については共通であり、それらの者の最低限度の身体的・精神的安全を保障するための処遇についての規律について別異に解する理由はない。むしろ、留置施設に収容されている者は、突然の逮捕・勾留によって何の準備もできずに社会生活から隔離され苛酷な身体拘束を受けており、また、取調べを受ける立場でもあり、その健康と安全に配慮する必要性は高い。そして、そのような被留置者の中には疾患を持っている者もいるにもかかわらず、留置施設には常勤の医師も全く配置されておらず、留置施設は被収容者にとって刑事施設よりも危険性が高い場所となっている。したがって、留置施設については、刑事施設に比しても、より厳格にその安全が守られるような法規範が定められ、これを遵守した処遇がなされなければならない。
- 3 また、刑事収容施設法は、その目的を「刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うこと」と定めているのであるから、被収容者について定める、例えば以下に述べるような拘束具の適切な使用方法に関する規定について、被留置者に適用されないとする合理的理由はない。

第3 身体拘束具の使用において血液の循環を著しく妨げることとならないよう注

意する義務について

- 1 同規則第37条は、「捕縄及び手錠の使用方法」と題して、第2項で「被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない。」と定めている。
- 2 これに対して、施行規則第22条は、使用方法ではなく、「捕縄又は手錠の使用」とするのみで、その内容も「被留置者が法第二百十三条第一項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合に使用することができる捕縄又は手錠は別表に定める捕縄又は標準手錠若しくはベルト手錠とし、被留置者を護送する場合（被留置者が同項各号のいずれかの行為をするおそれがあるときを除く。）に使用することができる捕縄又は手錠は別表に定める捕縄又は標準手錠とする。」「法第十六条第二項に規定する留置担当官は、法第二百十三条第一項の規定により捕縄又は手錠を使用したとき（被留置者を護送する場合に捕縄又は手錠を使用したときを除く。）は、速やかに、その旨を留置業務管理者に報告するものとする。」とするのみで、使用方法については定めない。
- 3 しかし、前述したように、刑事収容施設法は、刑事収容施設に身体拘束されている者の最低限度の身体的・精神的安全を保障するための規律を定めるものであって、被収容者と被留置者について、その処遇に関する規律について別異に解する合理的理由はない。

よって、同規則第37条第2項の「被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない。」との規定が、施行規則にないことをもって、被留置者については、捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなくてもよい、ということにはならず、むしろ、被留置者の処遇に関しても、刑事収容施設に身体拘束されている者の最低限度の身体的・精神的安全を保障するとの趣旨からすれば、同規則第37条第2項を類推適用又は準用すべきであって、被留置者に対して捕縄を使用する場合には、留置担当官は血液の循環を著しく妨げることとならない

よう留意すべき注意義務を負っている。

拘束具により血液の循環が著しく妨げられているかどうかは、拘束具使用の必要性、拘束具の種類、拘束の部位、強度・範囲、および拘束時間を考慮して適切に拘束具が使用されているかどうかによって判断すべきである。適法な拘束具の使用とは、拘束具使用の必要性が存在するときに、当該必要性に応じた適切な拘束具を用いて、適切な部位に適切な強度・時間で使用することを意味する。

4 同注意義務の存在は、次項で詳論する刑務官の職務執行に関する訓令第27条第1項が、「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと」と定めていることから裏付けられる。

5 本件において、亡アルジュンに対しては保護房入室後15秒後に拘束具が使用されているが、同時点において使用の必要性がそもそも存在しないことは上述のとおりである。なお、仮に何らかの理由で上記時点で拘束具使用の必要性が認められるとしても、保護房入室後の亡アルジュンは、拘束具による緊縛の痛みから逃れようと呻き、床を這いずり回るのみで、入室する留置課員に対して大人しく従っており、自傷または他傷を意図した行動は何ら執っていないのであるから

(亡アルジュンが何らかの自傷行為を招くような精神疾患や異常な精神状態にあったという事実はないことから、額の傷は、自傷を意図したのではなく、這いずり回っていた際に偶然ぶつけて出血したに過ぎないと考えるのが合理的である)、時の経過とともにその必要性は減じるものであることが明らかである。

6 次に、亡アルジュンに対して使用された拘束具の種類及び拘束の部位は、①ナイロン製のベルト手錠、②捕縄、③ロープの3つである。拘束の部位は、上記①ナイロン製のベルト手錠が亡アルジュンの腹部及び両手首に対して使用され、上記②捕縄が亡アルジュンの足首に対して使用され、上記③ロープが亡アルジュンの両膝に対して使用された。なお、①のベルト手錠は、ベルトにより被使用者の腹を絞め付け苦痛を生じさせて反抗を抑圧するとともに、ベルトに設けられた2つ

の小さなベルトに両手を通して締め上げることで両手を拘束することもできる拘束具である。ベルトなので強く引っ張ることにより、かなりの強度で締め付けることが可能な危険な戒具であり、革製のベルト手錠の使用により刑務所で死亡した者も存在する。

7 拘束の強度・範囲については、日大病院で撮影された亡アルジュン氏の全身写真（甲1）を見ると、四肢を中心に著明な赤褐色の皮膚変色が認められ、これらは皮下に出血した血液が薄い皮膚を通して見えているものであるから、かなりの強度で拘束具が使用されたことが客観的に明らかである。また、皮膚変色の範囲からすると、四肢及び腹部が戒具により継続的かつ広体積にわたって強く拘束されていた事実が認められる。特に、手首部分より先に認められる変色は著明で、全体的な腫脹も伴っており、戒具拘束による阻血が関与していると考えられ、この部分は「拘束による外傷」であることは明白である。

8 拘束時間については、被留置者戒具使用簿（丙19号証）によれば、平成29年3月15日午前6時52分から同日午前11時00分までの4時間8分と長時間にわたっている。なお、被留置者保護室収容簿（丙20号証）によれば亡アルジュンは平成29年3月15日午前9時10分まで保護房に収容されており、その後、検察庁に護送される際に、上記①のベルト手錠は通常手錠に交換されている。もっとも、被留置者戒具使用簿（丙19号証）にも使用時間を「4時間8分」と記載されていることから明らかなおお、拘束具の使用は連続しており、拘束時間としては4時間8分となる。

9 以上の観点からすれば、亡アルジュンが、拘束具の使用により、必要以上に緊縛され、血液の循環が著しく妨げられていたことは明らかであり、上記身体拘束具の使用において血液の循環を著しく妨げることとならないよう注意する義務の違反がある。

10 したがって、本件において、亡アルジュンに対する拘束具の使用は、類推適用ないし準用されるところの同規則37条2項及び同訓練27条1項に違反し、

違法である。

第4 制止行為及び身体拘束具の使用において不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務

1 刑務官の職務執行に関する訓令の準用ないし類推適用について

刑事施設の処遇については、「刑務官の職務執行に関する訓令」（以下、「同訓令」という。）がさらに詳細な定めを置いている。

同訓令の趣旨は、「刑務官の服務並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に関する職務の執行を適正に行うために必要な事項を定める」（同訓令第1条）というものである。

前述のように、刑事収容施設法の趣旨は、「刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うこと」（刑事収容施設法第1条）というものであり、刑事収容施設法が刑事施設と留置施設を「刑事収容施設」と呼び、その適正な管理運営と人権を尊重した適切な処遇を行うことを刑事収容施設法の目的としている以上、被収容者の最低限度の身体的・精神的安全を保障するための処遇内容を定める規律である同訓令についても準用ないし類推適用がなされるべきである。

特に、前述のように、刑事施設に比して留置施設についての法整備が遅れたために留置施設の処遇に関する規定が貧弱であるにすぎないという立法過程の経緯に照らせば、上記のような準用・類推適用の必要性はさらに高度に認められるべきである。

2 刑務官の職務執行に関する訓令第23条

同訓令第23条は、「制止等の措置の留意事項」として、「刑務官は、法第77条第1項又は第2項の規定により被収容者等又は被収容者等以外の者の行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を

執る場合には、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意しなければならない。」と定める。

そもそも刑事収容施設法は、第77条で「制止等の措置」として「刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。」と定めるが、留置施設については同様の規定がない。しかし、留置施設においては、留置担当官が被留置者を制止するに際していかなる限定も受けないなどということはないから、刑事収容施設法第77条は留置施設における留置担当官による被留置者の制止行為についても当然に準用ないし類推適用されるものである。

そして、前述のように被収容者の最低限度の安全を保障するための処遇を定める規律については被留置者の処遇についても準用ないし類推適用されるべきであるから、同訓令23条は被留置者に対する制止措置についても類推適用又は準用される。

したがって、留置担当官は被留置者を制止、拘束、抑止する際には、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務を負っている。

- 3 日本政府も採択に賛同した国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）の規則48は、「1. 規則47第2項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。」として、「(b) 拘束の方法は、生じている危険の程度及び性格に基づいて、被拘禁者の動きを制御するために必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態でなければならない。」及び「(c) 拘束具は、必要な時間のみに用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危険がもはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。」と定めているが、上記被留置者を拘束する際には、不必要な

危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務は、同マンデラ・ルール規則48の存在によっても裏付けられている。

- 4 本件において、留置担当官は、起床時に部屋の外に歩み出た亡アルジュン氏に向かって、突然「おらあ！ 静かにしろよ、おらあ！ おらあ！ 馬鹿にしてんだろ！ おらあ！ 静かにしろ！」（丙5号証動画2 06:49:35～06:49:41）と叫びながら制止・拘束行為を行っている。通常であれば、呼び止めて注意すれば済むはずであるのに、このように逆上した感情的発言を突然始めてしまっていること、アルジュン氏は何か発言しているにもかかわらず、その内容を理解しようとしていないことから本件制止行為に当たって、留置担当官が、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務を全く果たしていないことは明らかである。
- 5 また、上述のとおり、本件では保護房入室後15秒で亡アルジュンに対して拘束具が使用されているが、その時点で拘束具の使用の必要性は存在しない。それにもかかわらず、留置担当官らは、ナイロン製のベルト手錠及び捕縄等で両手首、腹部、膝、足首を体の広い部分を継続的かつ広体積にわたって亡アルジュンを緊縛し、壊死した筋肉細胞からカリウムを漏出させ、長時間にわたり拘束具を使用し続け、筋挫滅症候群に至らしめ、血中のミオグロビン濃度およびカリウム濃度を著しく上昇させ、その結果、亡アルジュンを死亡させたのであるから、この点においても、留置担当官が、拘束具の使用において、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務を全く果たしていないことが明らかである。このことは、2004年に和歌山東警察署においてナイロン製のベルト手錠で拘束された使用者が死亡した事例が存在し、この件について日本弁護士連合会が国家公安委員会委員長及び警察庁長官宛に申入れを行い、阪神淡路大震災などで筋挫滅症候群について広く知れ渡るようになってきているという事実も踏まえれば（訴状13ないし14頁）、その注意義務違反は一層明らかとなる。
- 6 したがって、本件において、亡アルジュンに対する拘束具の使用は、類推適用又

は準用される同訓令 23 条及び国連被拘禁者処遇最低基準規則第 48 に違反し違法である。

第 6 拘束具の使用に際し医師の意見聴取を行う義務

1 刑事収容施設法は、保護室収容時の医師の意見聴取について、第 214 条第 2 項で第 79 条第 5 項を準用する。

訓令第 36 条は、「法第 79 条第 5 項の規定により医師の意見を聴取する場合については、第 34 条の規定を準用する。」と定め、訓令第 34 条は、「刑事施設の長は、法第 78 条第 6 項の規定により医師の意見を聴取する場合には、その医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。」（第 1 項）、「前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断するものとする。」（第 2 項）、「刑事施設の医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により拘束衣を使用されている被収容者等の健康状態を把握し、法第 78 条第 6 項に規定する意見を述べるものとする。」（第 3 項）

これらの訓令の規定は、刑事収容施設法第 79 条第 5 項で定められた医師の意見聴取について、被収容者の最低限度の安全を保障するため、その聴取方法についてより詳細に定めた規定であり、刑事収容施設法第 214 条第 2 項が被収容者の最低限度の安全を保障するため医師の意見聴取について刑事収容施設法第 79 条第 5 項を準用している以上、これらの訓令の規定も準用ないし類推適用されると解すべきである。

したがって、刑事施設の長は、身体拘束具の使用に際しては、医師に対して、被収容者の状態、使用する身体拘束具の種類、身体拘束の部位・時間など必要な情報を提供した上で、医師から専門的見地に基づき、身体拘束具の具体的な使用方法（種類、部位、時間等）について意見を聴取する義務がある。

2 本件において、被告東京都は、丙 20 号証を提出し、「意思の意見聴取」記録と

して、平成29年3月15日午前6時57分に医師に意見聴取したとし、その内容として「気を付けてみてください。」とのみ記録されている。

3 しかし、午前6時57分にどの医師に、いかなる方法で意見聴取したのか、全く不明である。このような極めて曖昧な主張と証拠では、意見聴取など行っていないと解さざるを得ないし、仮に行っていたとしても医師に架電して単に「被留置者が『ふてくされた態度』（丙20「収容中の状況」より）であるため、これから保護室に収容する」と告げ、「気を付けてみてください」と言われたにすぎないと解さざるを得ず、上記被収容者の状態、使用する身体拘束具の種類、身体拘束の部位・時間など必要な情報を提供した上で、医師から専門的見地に基づき、身体拘束具の具体的な使用方法（種類、部位、時間等）について意見を聴取する義務が尽くされたとは認められない。

4 刑事収容施設法第214条第2項が刑事収容施設法第79条第5項を準用して医師の意見聴取を定めた趣旨は、保護室の収容という危険を伴う措置について被留置者の最低限度の安全を保障するためであり、かかる安全保障措置は実質的に履行される必要があるのであって、単に医師に架電したというような形式的対応によって刑事収容施設法第214条第2項が履践されたことにはならない。そして、実質的な履行律として訓令第34条が定められているのであるから、被告東京都は医師の意見聴取について「医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させる」等の措置を取る必要がある。

5 したがって、本件においては、被告東京都による刑事収容施設法第214条第2項の定める医師の意見聴取義務違反の違法も存在する。。

以上